報告第11号

議会の委任による専決処分の報告について（三朝町特別会計設置条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により、これを本議会に報告する。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

専決第８号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項により、三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和８年８月17日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和39年三朝町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（歳入及び歳出）
第２条　前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。
<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>三朝町介護保険事業特別会</td><td>介護保険料、国県支出金、<u>医療情報</u></td><td>介護保険の事業費、借入金の償</td></tr></table></td><td>（歳入及び歳出）
第２条　前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。
<table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>三朝町介護保険事業特別会</td><td>介護保険料、国県支出金、<u>社会保険</u></td><td>介護保険の事業費、借入金の償</td></tr></table></td></tr>
</table>

計	基盤・診療報酬審査支払機構交付金、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金
略		

計	診療報酬支払基金交付金、一般会計繰入金、借入金及びその他の諸収入金	還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出金
略		

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　令和８年度の三朝町介護保険事業特別会計については、改正後の三朝町特別会計設置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構交付金は、社会保険診療報酬支払基金交付金とみなして歳入とする。